

(平成25年2月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）C支店における資格喪失日及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和31年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和24年10月にA事業所に入社し、初任地のC支店ではE職として勤務していた。

申立期間はC支店からD支店に異動した時期であり、継続して勤務し給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B事業所の回答及び申立人の同社における社員名簿等から判断すると、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し（昭和31年3月1日にA事業所C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和31年4月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和42年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月1日から43年3月13日まで

私は、昭和41年7月からB社に勤務していたが、しばらくして同社が新たに設立したA社に異動した。

異動した時期ははっきり覚えていないが、申立期間もB社又はA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の元事業主及び同社の元経理担当者の供述等から判断すると、申立人は申立期間においてB社及び同社が新たに設立したA社に継続して勤務し（昭和42年11月1日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和43年3月の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、A社は、昭和43年3月13日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所となっていない。しかし、同社は、42年8月に設立されていること、前述の元事業主は「申立

期間当時、A社には約20人の従業員がいたと思う。」と供述していること、及び同社が厚生年金保険の適用事業所となった43年3月13日の被保険者数は22人であったことが確認できることなどから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日の記録を昭和49年10月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月8日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社で勤務し、その後、関連会社であるB社（現在は、C社）に異動した時期であるが、継続して勤務しており、給与の支払いも変わることも無く厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立事業所の関連会社であるC社D工場が提出した給与支給表等から判断すると、申立人は申立期間においてA社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和49年10月8日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及び提出された給与支給表で確認できる同年9月の厚生年金保険料の控除額から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、不明としているが、同社が保管する健康保険組合の健康保険被保険者資格喪失確認通知書において申立人の資格喪失日が昭和 49 年 9 月 30 日と記載されていることが確認できることから、申立事業所は、「申立期間当時、被保険者資格喪失確認通知書の社会保険事務所（当時）及び健康保険組合への届出は複写式であった。」と回答していることから、事業主が同年 9 月 30 日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。